



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則		
*14 和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則		..... 1
○ 告示		
747 公文書開示の実施状況の公表	(総務学事課)	..... 2
748 個人情報保護条例の運用状況の公表	( " )	..... 3
749 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	..... 4
750 "	( " )	..... 4
751 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	..... 5
752 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要	(商工振興課)	..... 5
753 大規模小売店舗立地法による岩出山市から聴取した意見の概要	( " )	..... 6
754 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	( " )	..... 6
755 "	( " )	..... 6
756 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要	( " )	..... 7
○ 人事委員会告示		
9 平成22年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施		..... 7
○ 公告		
軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課)	..... 10
軽油引取税免税証の無効	( " )	..... 11

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第14号

和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則を次のように定める。

平成22年7月9日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査の実施等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県公立学校教員採用候補者選考検査（以下「選考検査」という。）の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「公立学校教員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）

第1条に規定する職員のうち教諭、養護教諭及び栄養教諭並びに県立学校職員のうち教諭、養護教諭、栄養教諭、常勤の講師、実習助手及び寄宿舍指導員をいう。

(選考検査の目的及び方法)

第3条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条に規定する選考は、選考検査によるものとする。

2 選考検査は、公立学校教員としての資質を有するかどうかを客観的に判定するために行うものとする。

3 選考検査は、次に掲げる方法（以下「検査種目」という。）のうち和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認めるものにより行う。

- (1) 筆答検査
- (2) 面接検査
- (3) 実技検査
- (4) 適性検査
- (5) 論文検査
- (6) その他公立学校教員としての資質を客観的に判定することができる検査

(選考検査の公告)

第4条 和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、選考検査を実施するときは、あらかじめ選考検査の期日、場所、検査種目、募集校種・教科、募集人員その他必要な事項を掲示その他の方法により公告するものとする。

(受検の手続)

第5条 選考検査を受けようとする者（以下「受検者」という。）は、教育長が定める所定の期間内に、受検の手続を行うものとする。

(選考検査結果の通知)

第6条 教育委員会は、選考検査終了後、その結果を受検者に通知するものとする。

(採用候補者名簿)

第7条 教育委員会は、選考検査の結果に基づき、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

2 名簿の有効期間は、登載の日から1年とする。ただし、教育長が特に認める場合にあっては、当該期間の有効期間を2年以内に限り延長することができるものとする。

(採用)

第8条 教育委員会が公立学校教員を採用する場合は、名簿に登載された者のうちから採用するものとする。

(名簿の削除)

第9条 教育委員会は、名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを当該名簿から削除するものとする。

- (1) 公立学校教員に採用された場合
- (2) 採用の辞退を申し出た場合
- (3) 虚偽又は不正の事実があったことが判明した場合
- (4) 採用に関する照会に応答しない場合
- (5) 公立学校教員となる資格を失った場合

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選考検査の実施等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月9日から施行する。

(公立学校教員採用の志願手続および適正検査等に関する規則の廃止)

2 公立学校教員採用の志願手続および適正検査等に関する規則（昭和32年教育委員会規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、現に旧規則第11条の規定により教育長が教員採用候補者名簿に登載している者は、第7条第1項の名簿に登載された者とみなす。

告 示

和歌山県告示第747号

和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第37条の規定に基づき、平成21年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否
	全部	部分	計			
8,422	6,708	1,440	8,148	3	242	0

請求件数のうち29件は、請求取下げ

2 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況						
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中	その他
6 (2)	0	2 (1)	1 (1)	0	0	3	0

( )の数字は件数のうち平成20年度の不服申立てで、平成21年度まで審査が及んだもの

3 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況					
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否
	全部	部分	計			
321	292	28	320	0	0	0

申出件数のうち1件は、申出取下げ

和歌山県告示第748号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条の規定に基づき、平成21年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報取扱事務の登録件数

1,961件

2 保有個人情報の請求及び決定件数

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数					
	開 示			非開示	不存在	存否応答拒否
	全部	部分	計			
112	91	16	107	0	5	0

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の件数	決 定 件 数				利用停止請求の件数	決 定 件 数			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用停止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

2,282件

## 4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
0	0	0	0	0	0	0

## 和歌山県告示第749号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年8月2日まで縦覧に供する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成22年5月31日

## 2 名称

特定非営利活動法人日本自然環境学習センター

## 3 代表者の氏名

松本三芳

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市松江北六丁目8番30号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、小中学生及び心身障害児に、自然と有機農業体験等を通じて環境との共生を体験学習させることにより健全育成を行うと同時に、高齢者の積極的参加による世代交流を深めることに関する事業を行うことにより、環境保全と循環型社会の構築を通じて地域の活性化と新しい生活文化を創造することを目的とする。

## 和歌山県告示第750号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課NPO・県民活動推進室及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年8月16日まで縦覧に供する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成22年6月16日

## 2 名称

特定非営利活動法人きのくに福祉会

## 3 代表者の氏名

小西一夫

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市根来588番地の7

## 5 定款に記載された目的

この法人は「地域とともに」をスローガンにすべての人々に対して介護、福祉、人材育成に関する事

業を行い地域福祉に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第751号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011700493	聖アンナヘルパーステーション	紀の川市貴志川町上野山302番地の1	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	社会福祉法人聖アンナ福祉会	紀の川市貴志川町上野山302番地の1	平成22.7.1	平成28.6.30
3010120719	訪問介護ステーションなごみ	和歌山市畑屋敷新道丁9番地セレブ畑屋敷206号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	有限会社介護福祉協会	大阪府池田市天神一丁目4番2-106号	平成22.7.1	平成28.6.30
3012520080	ホームヘルプはーとふれんど	東牟婁郡串本町古座1035-87	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成22.7.1	平成28.6.30
3012300350	こすもす介護センター	新宮市清水元二丁目2番18号	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社こすもす	新宮市清水元二丁目2番18号	平成22.7.1	平成28.6.30
3012520098	もみじ介護ステーション	東牟婁郡串本町出雲1044-4	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社もみじ	東牟婁郡串本町出雲1044-4	平成22.7.1	平成28.6.30

## 和歌山県告示第752号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ橋本林間店  
和歌山県橋本市三石台一丁目2番1
- 意見の概要  
特になし
- 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）  
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成22年7月9日から同年8月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第753号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

松源岩出店

和歌山県岩出市大町字大町後58番地の2

2 意見の概要

(1) 周辺住民の生活環境全般に悪影響のないよう努め、万一地域住民から苦情等が発生した場合には、当該事業所において誠意をもってその解決にあたること。

(2) 出入口付近の安全性と円滑化に努めること。

(3) 歩行者や自転車等の交通安全対策に努めること。

(4) 青少年や浮浪者の蟻集の防止に努めること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年7月9日から同年8月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第754号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ西浜店

和歌山市西浜940-1 他

2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成22年7月9日から同年8月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第755号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
オークワ鳴神店  
和歌山市鳴神字櫛ノ掛121の2
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課（和歌山市七番丁23番地）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成22年7月9日から同年8月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**和歌山県告示第756号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）プライスカット・スーパードラッグキリン田辺下万呂店  
和歌山県田辺市下万呂字裏代416-2 他
- 2 意見の概要  
特になし
- 3 意見の縦覧場所  
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）  
田辺市産業部商工振興課（田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F）  
和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯  
縦覧期間 平成22年7月9日から同年8月9日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

**人事委員会告示**

**和歌山県人事委員会告示第9号**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を、Ⅲ種相当試験として、次の要綱により実施する。

平成22年7月9日

和歌山県人事委員会事務局長 矢 野 哲 男

平成22年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験（Ⅲ種相当）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	5人程度	課内の庶務に関する業務、土地収用法及び庶務に関する業務、自立支援医療支給認定に関する業務、契約・建設業許可業務等

土木・紀北	1人程度	伊都振興局建設部（橋本市）における工事の積算及び監督に関する業務
農業・紀北	1人程度	那賀振興局地域振興部（岩出市）における農業改良普及指導業務
農業・紀中	1人程度	日高振興局地域振興部（御坊市）における花きの技術指導及び農業経営指導に関する業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	海草振興局地域振興部（和歌山市）における物品調達、庶務及び予算経理に関する業務

この表の試験区分のうち「和歌山」の勤務地は、次の表のとおりとする。

勤務地区分表

区 分	勤 務 地 の 範 囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡

採用予定人員、主な職務内容及び勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文、自然、文書理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査（判定は、第2次試験で行う。）	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。

ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成22年8月28日（土）午後1時	和歌山市	平成22年9月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成22年9月中旬	和歌山市	平成22年9月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局あて請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真をはって、和歌山県人事委員会事務局あて郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成22年7月26日（月）から受付を開始し、同年8月6日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成22年7月20日（火）午前10時から同月30日（金）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付するので、電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

なお、受験番号の送付通知は、受付期間終了後に行うので、再度電子申請・届出サービス内で状況を確認すること。

その後指示に従い受験票及び写真票をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、写真票に顔写真をはること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真がはられていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

採用は、おおむね平成22年10月から開始される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により

各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日勤務を含む。）等をする場合がある。

＜育休任期付職員＞

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）、年末、年始

＜任期付短時間勤務職員＞

○任期 おおむね1年以内

ただし、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分

○休日 土曜日、日曜日、休日、年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりである。

試験区分	初任給	適用給料表
Ⅲ種相当 育休任期付職員 (一般事務、土木、農業)	144,500円	行政職給料表
Ⅲ種相当 任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山)	71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期付職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給され、任期付短時間勤務職員については通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点とを合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問い合わせは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年5月14日以降無効とする。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

業種	記番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の住所及び氏名	交付した事務所
農業	和歌山県 第2003号	平成20年5月27日から 平成22年5月26日まで	和歌山市有本456 三宅雅子	和歌山県税事務所

## 公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成22年5月14日以降無効とする。

平成22年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
200リットル券 100リットル券	農業	1036966 1036967	1枚 1枚	平成21年6月12日から 平成22年5月26日まで	和歌山県税事務所	平成22年5月14日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。